

会 議 録

1 会議名

平成 29 年度第 4 回津有区地域協議会

2 協議事項（公開・非公開の別）

(1) 地域活動支援事業の振り返りについて（公開）

①採点結果及び附帯意見の報告

②課題の洗い出し

(2) 自主的審議について（公開）

①これからの取組について

3 開催日時

平成 29 年 7 月 11 日（火）午後 6 時 30 分から午後 8 時 10 分まで

4 開催場所

ファームセンター 農事研修室

5 傍聴人の数

なし

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委 員：太田政雄、小熊勇治、塩坪貞雄（副会長）、中嶋博、服部香代子
古川昭作、保坂和彦、丸山常夫、宮越隆一、吉崎則夫（会長）、渡部稔
（欠席：3 人）

・事務局：中部まちづくりセンター 山田センター長、田中主事

8 発言の内容（要旨）

【田中主事】

・会議の開会を宣言

・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、成立を報告

【吉崎会長】

・挨拶

【田中主事】

- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条1項の規定により、会長が議長を務めることを報告

【吉崎会長】

- ・会議録の確認者：太田委員に依頼
議題「(1) 地域活動支援事業の振り返りについて」の「①採点結果及び附帯意見の報告」について事務局に説明を求める。

【田中主事】

- ・資料No.1、資料No.2により説明

【吉崎会長】

今の説明に質疑を求める。

【太田委員】

「津-8 夏休み自然体験学習事業」の感想文は誰が集めて、誰が見て、誰が発表するのか。

【田中主事】

実績報告の際に、添付資料として事務局へ提出していただく。今回、附帯意見をつけた「津-8 夏休み自然体験学習事業」と「津-11 津有地区地域づくり事業」については事業の成果が見えにくい事業になっており、それを見えるかたちにするため、委員からの要望を踏まえて、参加者の感想文等を付けていただくことになっている。

【太田委員】

事務局で集めて、我々は知らないことになるのか。

【田中主事】

実績報告が出てきた時点で協議会へ配布したい。

【服部委員】

「津-7 稲地区周辺の歴史誌発行事業」の参考意見の中に「出典」とあるが、この意味は何か。

【田中主事】

歴史誌を発行する際に他の文献の中から引用した場合に、その引用した文献について出所を明記することである。

【吉崎会長】

他にあるか。

(発言なし)

附帯意見が出た事業の実績報告は、協議会へのフィードバックをお願いする。

「②課題の洗い出し」について事務局に説明を求める。

【田中主事】

・資料No.3、参考資料、資料No.4により説明

【吉崎会長】

今の説明に質疑を求める。

【太田委員】

回答人数が14人の委員中、12人だが、なぜか。

【田中主事】

回答の期日に提出が間に合わなかった分があり、12人分となっている。

【吉崎会長】

来年度の採択方針や審査方法を決定するために、先に洗い出しを行った方がよいということで、今日の会議で集約して結論を出すところまでは必要ないとは思いますが、各委員の思うことを発言していただきたい。

資料No.3に基づき進めていく。「1 町内会による提案について」意見を求める。

【小熊委員】

「広域的な活動を優先的に採択する」とあるが、広域的というのはどこら辺くらいまでをいうのか。

【吉崎会長】

1つの町内会だけでなく、他の町内にも関わるようなことである。

【小熊委員】

町内会単位では、どうにもならないということか。

【吉崎会長】

本来、地域活動支援事業では、広域的な事業が望ましいので、1つの町内会単位の事業よりは、広域的な事業のほうが優先的にはなると思う。

【小熊委員】

遊具は他の地区の子供が来て遊んでいても、広域的に各町内からということになるのか。

【吉崎会長】

管理は提案した町内会になるため、広域的な活動としては認めにくい。

【服部委員】

最初に町内会から遊具の提案が出た時は、点数も低かったのだが、予算も余っていたので採択された。そこから、皆さんに浸透してきて、他の町内も出し始めたところもある。他の町内がやったからというのも大事だが、④その他に記載されている、「町内の範囲にこだわらず、提案の内容で審査することが妥当」というのが、大事なことだと思う。

【中嶋委員】

服部委員の意見に近いが、「②補助率に制限を持たせる」というのは、やるべきではないと思う。提案回数だけでは判断するのではなく、真に必要な事業もあると思うので、回数により補助率を下げるのはよくないと思う。

【宮越委員】

あくまでも、可否は協議会で行うので、むやみに制限をつける必要はないと思う。

【保坂委員】

生活に一番密着しているのは、町内会だと思う。生活上でいろいろな課題や要望は、町内会単位でいろいろな視点を持っていると思う。町内会単位で出た課題は、自分の町内にも当てはまったり、横にまた広がっていくので、大事だと思う。

【塩坪副会長】

今の話のように、いろいろな提案を出してもらえばよいが、2年連続で遊具の提案はどうかと思う。そのようなことから、制限は設けたほうがよいと思う。いろいろな提案も出てくれば制限は必要ないが、同じ提案ばかりだったら、制限は必要だと思う。

【保坂委員】

基本的に、毎年度申請する団体は大体決まってきたいるが、手を挙げていない団体もいる。もっと意見を出すにはどうしたらよいかを考えたほうがよいと思う。

【丸山委員】

提案は出してもらって、協議会でバツサリ切ってしまったほうがよいと思う。今回は、平成町子供会が提案したのは結構だが、今後、同様の事業が他の町内からも提案が増えていく可能性も出てくると思う。ある程度、町内で対応できるものについては、町内で対応してもらおう方がよいとは思う。意見の集約の結果として提案を出してもら

うのはよいので、審査をして適さないものは落とすしかないと思う。

【渡部委員】

実施可能な部分は提案団体で用意し、それでも足りないのであれば地域活動支援事業に申請するのが基本だと思う。決算書も審査する段階で集中して見る必要もあると思う。

【吉崎会長】

今まで出た意見からすると、町内会単位の提案に関しては改善する必要があるが、どちらかという地域協議会の受け取り方の問題でないかというところだと思う。

「③町内会に関すること」の真ん中の意見は、私の意見である。町内会長協議会の会長の手嶋会長とお会いした時に話したのだが、既存街灯のLED化など公共性が高く、各地域の共通課題となっているものは、各町内に出してもらいよりも町内会長協議会のほうで優先順位を付けて出してもらったほうがこちらとしてはやりやすいという意見を出させていただき、考えていただけるような感じだった。協議会の中でも優先順位を付けていけばよいということで検討させていただくこととするが、よいか。

(よしの声)

次に「2 基本審査について」は、基本審査で不適合を付けても、平均点に反映されないというのは、私もおかしいと感じたが、皆さんはどのような意見か。

【太田委員】

確かに基本審査で不適合を付けても、点数は上位にあって採択されたというのは矛盾していると思う。基本審査をなくして点数のみにするなり、不適合としても点数に反映できるかたちにした方がよいと思う。

【中嶋委員】

基本審査はあってもよいと思うのだが、基本審査で不適合ならば平均点は0で考えて、平均点を出す場合に協議会全体の人数で割ることにすれば、意見が反映されて問題ないのではないかと思う。

【保坂委員】

基本審査そのものはあったほうがよいと思う。基本審査で不適合を付けた場合に反映させる点数は0点ではなく各基準の最低値としてもよいと思う。

【宮越委員】

基本審査はあってもよいが、不適合を付けた場合でも、点数を付けることにしたら

どうか。

【塩坪副会長】

基本審査で不適合とした場合に、0点がよいのか1点のほうがよいのかは、また先の協議会で決めるときに決めればよいと思う。

【吉崎会長】

それでは、基本審査で不適合を付けた場合は何らかのかたちで平均点に反映させることにするが、先の協議会で詳しいことを決めることとする。

次に「3 提案書の記入方法の統一について」は変更の必要性が高いということで、支出項目に優先順位を記載するという意見が多いが、委員に意見を求める。

【太田委員】

「どの項目を選ぶかは提案者に任せてもよいのでは。」とあるが、これは内容次第なのだが、ちょっと違うと思う。

【宮越委員】

例えば、自己資金がある場合は、それを利用するなり、業者に頼むこともできるのではないか。

【吉崎会長】

協議会でどこを減らすかは吟味して審査している。どこに使っていくかというのは結構重要な内容だと思うが、そういうところも踏まえていくと、どのようなところに使うかは協議会に決定権があると思っている。協議会と提案者で意図するところは合わないと思うので、意図しないところで使われるかもしれないと思う。

【中嶋委員】

事務局である程度の判断は下すのか。

【田中主事】

いろいろな提案が来る中で、飲食代等の地域活動支援事業のルールで制限されているものは、あらかじめ提案内容から外しているが、内容の決定はあくまで協議会にゆだねられているため、事務局は関与しない。

【吉崎会長】

平成町子供会の提案の中で体験学習の費用は個人負担がよいとのことで減額した。だが、金額しか指定しない場合に、体験学習の費用は補助金を使い、バス代を減額する等、意図するものと違うことが出てきてしまうのではないかと思う。

【中嶋委員】

優先順位を付けていただいて、協議会で決める際の判断材料として順位を付けていただくことが一番よいと思う。希望どおりにいかないかもしれないが、優先順位を付けていただき、あくまで協議会で決めていけばよいと思う。

【吉崎会長】

希望どおりにいかない場合もあるかもしれないが、審査をするときの情報として、優先順位を付けていただくことにしたらよいと思う。ヒアリングのときに聞き忘れたことがあったので、記載していただければよいと思う。

次に「4 具体的な提案内容の制限について」委員に意見を求める。

【太田委員】

質問だが、電気料は市で負担してくれるとのことだが、防犯灯設置については市で基準があり、それ以上は付けられないはずだが、下池部町内会で今回付ける防犯灯は、どうなのか。

【吉崎会長】

同じ町内で街灯までの距離が決まっているので、それよりも短い距離は付けられない。下池部は新興住宅地ということで、防犯灯が何もないということかつ、市が設置すべき箇所ではないと判断されているため、提案がでてきた。

【太田委員】

津有区地域づくり協議会が3年計画で実施した街灯のLED化は終わっているのだが、漏れているものがあると聞いている。

【宮越委員】

載っていない場所もあるので、申請すればいくらかでもやってくれる。

【太田委員】

そういうものが、該当してくるのか。

【宮越委員】

あくまでLED化ということなので、平成28年度に津有区地域づくり協議会でとりまとめて終わっているはずである。まだ蛍光灯の場所がある場合は、その際に漏れているということである。

【太田委員】

まだ蛍光灯の所があるなら、地域活動支援事業に申請してよいのか。

【塩坪副会長】

それは、昨年度の事業であり、もう終わっているので駄目である。

【吉崎会長】

今後の街灯のLED化については、町内会単位で地域活動支援事業に申請してもらえない。

【古川委員】

ユニフォーム等の個人で使うものについては、100パーセント補助せずに、個人負担があってもよいと思う。ただ、消耗品なので何年かすると痛んでくるし、結構値段が高い。

【吉崎会長】

ユニフォームや消耗品について他に意見はあるか。

【保坂委員】

練習に着ているユニフォームと、公式試合に出るユニフォームの区別はあるのか。

【渡部委員】

練習着については完全に個人で購入していて、試合用のユニフォームは団で用意して試合で着用する。野球の場合は、上は団のもので、下のパンツは個人のものである。バレーボールは上下ともに団で用意している。ただ人数が増えたりすると、会計でも積み立てているが足りなくなってきたので、何年かすると地域活動支援事業で申請している。

【保坂委員】

ユニフォームはある程度年数が経てば、更新するのも分かるが、ボール等の消耗品はある程度個人や団での負担は必要だと思う。何年に1回ならばよいと基準を検討する必要がある。

【塩坪副会長】

委員改選と同じく4年に1回ならどうか。

【吉崎会長】

100パーセントは無理かもしれないということ、少なからず何年に1回は支援していく必要はあるという意見だった。

次に「5 その他の意見」について意見を求める。

【中嶋委員】

その他に書き忘れたのだが、採択後の検証が必要だと思う。町内会長協議会で昨年度の遊具は用途が少なくて勿体なかったという意見もあった。市では採択事業の検証はしているのか。

【山田センター長】

現在28区の中では、具体的なやり方は分からないが、高田区と三和区で検証を行っていると聞いている。中部まちづくりセンター所管の中では、春日区においては配分金額も大きいので、今後検証したらどうかという声が出てきている。これまで、春日区では実績報告書コピーを協議会委員へ配布するにとどまっている。

市としては、地域活動支援事業の事例集をホームページにも掲載しており、協議会へも配布している。いずれにしても、何かしらの検証は今後必要になってくると思う。

【吉崎会長】

市として、地域活動支援事業が始まる前に、他の補助事業の検証を行ったことはあるのか。

【山田センター長】

一般的には補助事業には監査があり、国の補助事業であれば会計検査院による監査がある。我々の仕事も常に監査されることを意識し、点検しながら業務を行っている。

地域活動支援事業に関しては、協議会委員が採択をしているので、事業実施の結果についても協議会委員の皆さんが検証を行っていくことが望ましいと考えている。

【中嶋委員】

全部は大変なので、何件か決めて検証を行うなどもできると思うが、我々の地区から意見が出たということをご皆さんで承知していただければ結構である。

【渡部委員】

遊具に関しては、町内会で管理するという事なので、冬はどこで管理しているのかを写真で提出してもらうくらいは、してもらった方がよいのではないかと。

【吉崎会長】

実績報告は提出するのか。

【田中主事】

全ての事業について、実績報告書は提出され、活動の証拠ということで写真等が添付されている。

【吉崎会長】

今年度の提案事業については実績報告書のコピーをまとめてもらい、協議会へ配布してもらおうことでよいか。

(よいとの反応)

【中嶋委員】

採点結果の中で、優先採択方針という項目があるが、委員で話し合っただけではないので何も言えないが、審査の項目があるが、これがどの程度生かされているのかが分からない。

【田中主事】

資料No.4に「津有区の審査方法等」とあり毎年度協議会で決めてもらっている審査方法である。各自治区で定めている優先採択方針があるが、それに該当するかどうかということで、評価の低い事業とする基準に関わってくる。共通審査基準に入る前の大きな基準になっている。

【中嶋委員】

基本審査で不適合としたら、それ以下の点数は付けられないが、基本審査と似たようなかたちで配点していった方がよいと思う。

【吉崎会長】

基本審査だけでなく、優先採択方針も何らかのかたちで点数を反映させていくことでいきたいと思っている。

【田中主事】

基本審査で不適合とするとその先の採点には進めないが、優先採択方針については不適合としても採点を行うことになっている。単純に×の数が事業に対する基準になっている。平均点に反映されないということはないが、事業の評価として1つの基準になっていると理解していただければよいと思う。

【吉崎会長】

勘違いしていた。採択方針で×を付けても点数は付けている。×を付けたときの点数の付け方が今後の課題になる。

【山田センター長】

×の数にこだわってしまうが、優先採択方針の審査で×が付いた提案でも平均点が高い場合もあり、×が無くても平均点が低い場合もある。基本審査で不適合とした場合の理由を見ると、理由が不明確なものもある。不適合を付ける基準のあり方を、も

う少し意見交換する必要があると思う。

【中嶋委員】

採択方針で不適合としても、高得点を書かれているということか。

【山田センター長】

基本審査で不適合としたらそれ以下の点数はつかないが、基本審査で○を付けても、優先採択方針で×を付けても点数は付ける。個人の所感によるので、×を付けている人が○をつけている人より高い点数を付けていたり、○を付けているのに×をつけている人より、点数が低い場合もある。

【吉崎会長】

結局、共通審査基準のなかに、優先採択方針のポイントが反映されないからである。反映されるようにすればよい。

【田中主事】

平均点についてはそのようになっているが、点数を付けるのは委員の皆さんである。採点結果については、採択の際の基準の1つとして捉えていただければよいと思う。

【保坂委員】

参考資料を見ると、事業区分が7種類に分かれているが、有効に優先採択方針の項目に反映できるのではないかと思った。

【太田委員】

次に1番最後に「地域協議会委員の選出にあたり、女性委員をもっと増やしていく必要がある」とあるが、他にも若い委員も必要だと思う。各町内会から選出されているので、町内会長協議会に要望を出してもよいのか。

【宮越委員】

手を挙げる人がいないので、やむを得ずなっている。

【太田委員】

高士区と交流した時に若い人がいて、若い人は考え方が違うなと思ったし、そういう意見も反映させていきたい。

【吉崎会長】

各町内会で選出しているのだと思うが、各町内会の中で若い人を出してもらうか、もしくは北部と南部で何十代の人を何人か選出してほしいとの前ふりが必要かもしれない。

【中嶋委員】

協議会委員が提案団体の代表にはなれないのは分かるが、協議会委員が町内会長や、各団体の代表であれば申請できないことになってしまう。自分の申請を採点せずに、平均点を出してもらうようにして、協議会委員が申請を出してもよいということに緩和できないか。

私は平成町なのだが、老人会の会長が順番でまわってくるし、老人会からも提案が出されているので、どうしたらよいのか。

【田中主事】

協議会委員が各団体の代表でも申請はできる。ただ、審査における公平性を期すために係わる事業のヒアリングや採点は外れていただき、採択に係わる協議のときにも主観が入るので、発言は控えていただいている。

【吉崎会長】

採点の仕方については、採択方針と一緒に、今後いろいろと相談していくことにする。

次に、「(2) 自主的審議について ①これからの取組について」事務局に説明を求める。

【田中主事】

・資料No.5により説明

【吉崎会長】

11月に町内会長との意見交換会を行うので、それまでに他の各種団体と意見交換を開催しておきたいということである。

【宮越委員】

活動団体とはどんな団体か。

【吉崎会長】

過去3年間に地域活動支援事業に提案した団体である。町内会長との意見交換会しか行っていない。

【服部委員】

昨年度にも、実施したのか。

【吉崎会長】

去年、各種団体の意見を聞きたいという話が出たのだが、去年は手が回らなかった

のである。今年度は10月に各活動団体との意見交換を行い、11月に町内会長との意見交換を行い、来年度の地域活動支援事業への反映と自主的審議に結びつけていきたいところである。団体に配布する都合もあるので、日程は10月14日（土）予め決めたいがよいか。

（「はい」の声）

【吉崎会長】

スケジュール関係で他に意見等あるか。

（発言なし）

その他、次回の開催日については、8月下旬を予定している。

— 日程調整 —

- ・次回の協議会：8月29日（水）午後6時30分～ 津有地区公民館

【田中主事】

団体との意見交換の素案については次回の会議で皆さんに示したいと考えている。

【吉崎会長】

- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 中部まちづくりセンター

TEL：025-526-5111（内線 1449、1547）

E-mail：chubu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。